

鶴ヶ島市立西中学校

いじめ防止等基本方針

西中学校目指す生徒像

母校を誇りに思い、仲間を大切にできる西中生

授業に燃える部活動に燃える行事に燃える西中生

西中学校教職員の誓い

- 全校生徒一人一人に、あらゆる教育活動を通して「豊かな心」を育成します。
- 学校を中心に関係機関と情報を共有・連携して「いじめ」のない落ち着いた学校づくりに取り組みます。
- 日常的な相談活動を積極的に進め、家庭、地域と連携しながら、いじめに関する情報を積極的に収集します。
- いじめが発生したら、事実関係を速やかに調査確認し、解消に向け全力で取り組みます。

目 次

はじめに

- | | |
|--|------|
| 1 いじめの基本方針等 ······ | P 1 |
| 2 いじめ未然防止への取り組み ······ | P 2 |
| 3 いじめ早期発見への取り組み ······ | P 4 |
| 4 いじめ早期解決への取り組み ······ | P 6 |
| 5 いじめ問題に向けての校内組織 ······ | P 9 |
| 6 いじめ防止対策推進法第28条 ······
における「重大事態」の対応 | P 10 |
| 7 インターネットを通じて行われ ······
るいじめ対策 | P 10 |
| 8 年間行事予定 ······ ······ ······ | P 11 |

はじめに

鶴ヶ島市立西中学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条（学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。）に基づき、児童生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

参考

1 総則　いじめ防止対策推進法(法律第七十一号)(文部科学省)

① 「いじめ」の定義

1 「いじめ」は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

② 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に關係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととした。（第三条関係）

③ いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならないこととした。（第四条関係）

1 いじめの基本方針等

基本方針

○いじめは「どの学校、どのクラス、どの子にも起こり得るもの」という共通認識を持つ。

○いじめを早期に把握し、いじめにしっかり対応できる組織的な学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組む。

○「いじめ」問題に取り組む最大の目的は、「社会に出て自立していく」子どもを育てるにある。

1 いじめの基本的な考え方

① いじめとは、心理的又は物理的に対象児童生徒が心身の苦痛を感じる行為である。

子どもの世界では、ケンカ、いたずら、わるふざけはよくある。これらのトラブルは、それを乗り越えて成長する貴重な体験とも考えられる。しかし、そのトラブルが予期せぬ方向に推移するがあるのも現実である。西中学校では、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても認知し、いじめられた児童生徒の立場に立ち、徹底的に調査し、再発防止に向けて組織をあげて取り組む。

② いじめを法律の目で見る

いじめの中には、犯罪行為として取り扱うべきものもある。児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を図る。

- ③ いじめが発生した場合には、以下の視点で、直ちに適切な対応を図る
- ア 些細な兆候でも、疑いを持って積極的にいじめを認知する。
 - イ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
 - ウ 事実関係の確認や指導は、校長を中心に組織的に行う。
 - ・管理の職へ報告
 - ・校長は必要に応じて「西中学校いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
 - ・アンケート等の実施
 - エ 関係する児童生徒の保護者に「いじめ」の事実を報告し、協力を求める。
 - オ ケースによっては鶴ヶ島市教育委員会、西入間警察署、川越児童相談所、鶴ヶ島市社会福祉課等に協力を求める。必要に応じ「西中学校いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
 - カ 繼続的な指導・観察

2 いじめの未然防止への取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒達や学級の様子を知る

① 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためにには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、時には叱り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（ハイパーQU）、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として実施する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努める。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、分かりやすい学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図り、生徒が活躍できる授業改善を行い、達成感を味わわせる。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちの自尊感情を育み成長させる。教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化するものである。また、年間を通じて、計画的に学年・学校行事を配置し社会体験や生活体験を行わせることで、生徒自身が自ら気づき学ぶ機会を提供していく。その中には、他学年との交流や小中の連携も積極的に推進していく。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を發揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」 等に触れば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

4 保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

3 いじめ早期発見への取り組み

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべてを教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢で取り組む。

② 生徒たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 いじめが見えにくいのは

① いじめは大人の見えないところで行われ、目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ・無視やメール、SNSなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

② いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えて大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

③ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

3 早期発見のための手立て

①日々の観察～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

②観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③生活記録の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

生活記録（きずな）を書かせ、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施し、相談体制を整備する。

⑤いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。各学期に最低1回（年間で5回）いじめ実態調査アンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

⑥5W1H

気になる変化が見られた場合、『5W1H：いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どうのように』を簡単にメモし、関係職員に伝え、情報を共有できるようにしておく。

※アンケート調査や相談等で得た情報の資料は5年間保存する。

4 相談しやすい環境づくりをすすめる

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。「あなた信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たち

から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起つていらない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

4 いじめ早期解決への取り組み

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

2 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

〈 生徒に対して 〉

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

＜保護者に対して＞

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

※ いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉（例）

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた生徒に対して

＜生徒に対して＞

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

＜保護者に対して＞

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢をし、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの

問題として意識させる。

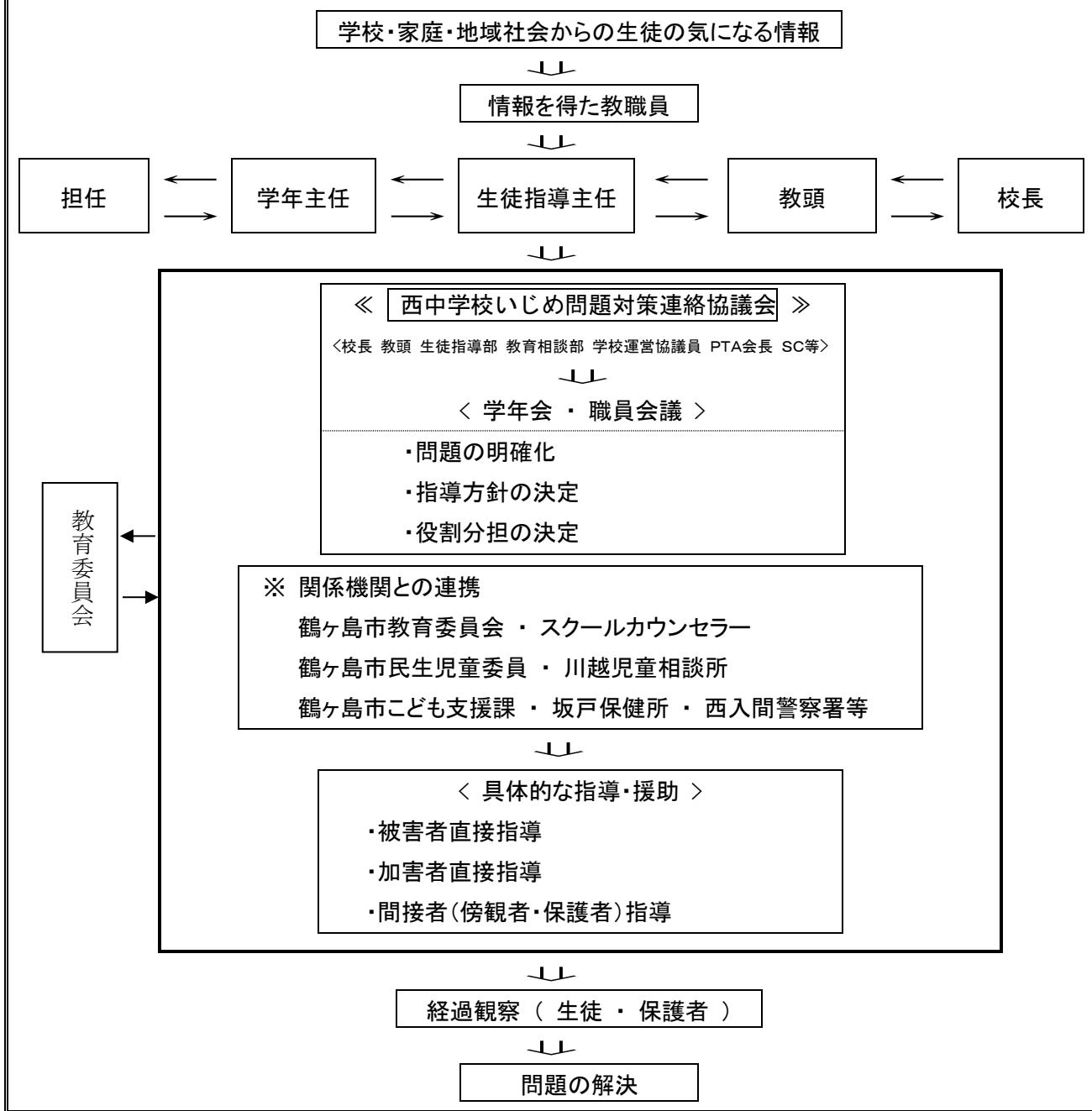
④ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、生活記録などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

5 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、生徒指導部会、教育相談部会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、必要に応じて、西中学校いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

いじめ問題への組織対応図



6 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応

重大事態とは、

- 児童生徒が自殺企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発病した場合
- いじめが原因で、登校できない場合 等

重大事態が発生した場合には、全教職員が共通認識し、組織をあげて調査を実施する。調査で得た情報は、生徒及び保護者に速やかに提供する。さらに、鶴ヶ島市教育委員会及び埼玉県教育委員会に報告する。調査にあたっては、西中学校「いじめ問題対策連絡協議会」を中心として即座実施し、いじめ解消に向け、教職員一丸となって全力で取り組む。

参考

重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

7 インターネットを通じて行われるいじめ対策

携帯電話やスマートフォンなどの情報化の進展に伴う、インターネット上の有害情報やメールなどでの誹謗中傷などは、本校にとっても、緊急に対応を要する重要課題である。このような実態を踏まえ、西中学校では、以下の点に取り組む。

- 1 全校生徒対象に、三年間で最低一回携帯電話やスマートフォンなどを適切に使うためのモラルやマナー、利用のルールなどについて講演会を実施する。
- 2 学級指導や学年集会等で情報モラル教育を推進する。

- 3 埼玉県教育委員会作成の「ちょっと待って！ケータイ＆スマホ」のリーフレットを活用して携帯電話やスマートフォンなどのインターネットを介して起きた事件例やその対処方法を学習する。
- 4 保護者会や学校・学年だより等で、インターネット上の有害情報やメールなどでの誹謗中傷防止に向けた内容を保護者へ啓発する。
- 5 インターネット等(携帯電話やスマートフォン)で、いじめを受けているか否かの調査を年2回(前期・後期)実施する。

8 年間行事予定

- ・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- ・計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

	学校行事	職 員	生 徒
4 月	入学式・始業式 新入生オリエンテーション あいさつ運動	生徒指導細則確認 いじめ防止基本方針確認 生徒指導部会 教育相談部会	あいさつ運動(生徒会本部)
5 月	体育祭		教育相談(二者面談)
6 月			人権教育集中指導
7 月			教育相談(三者面談) いじめのアンケート
8 月			
9 月	あいさつ運動	前期学校評価	
10 月	合唱コンクール		
11 月	交流フェスティバル		教育相談(二者面談)
12 月			いじめのアンケート
1 月	あいさつ運動	生徒指導細則見直し	新入生説明会(生徒会本部)
2 月		後期学校評価	教育相談(二者面談)
3 月	球技大会 卒業式・修了式		

参考・引用文献

1. 文部科学省「生徒指導提要」
2. 埼玉県教育委員会県立学校部生徒指導課「生徒指導ハンドブックNew I's2019」